

日本学術振興会  
第10回 HOPE ミーティング  
10th HOPE Meeting with Nobel Laureates

参加者募集要項

平成29年（2017年）6月  
独立行政法人日本学術振興会

**1. 趣 旨**

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、アジア・太平洋・アフリカ地域から選抜された優秀な大学院生等が、主として自然科学系ノーベル賞受賞者等の世界の知のフロンティアを開拓した人々との対話、同世代の研究者との交流、さらには人文学・社会科学分野の講演や芸術プログラムを通じて、より広い教養の涵養と人間性の陶冶を図り、将来の同地域の科学研究を担う研究者として飛躍する機会を提供するため、平成19年度（2007年度）よりHOPEミーティングを開催しています。

この度、第10回HOPEミーティングへの日本側参加者を募集します。本会議の参加者には、上述のHOPEミーティングの趣旨を理解し、アジア・太平洋・アフリカ地域の多様な文化や価値観を尊重しつつ、同地域の科学研究の将来を担う人材として積極的にこの交流事業に参画することが期待されます。

**2. 開催日程及び開催地**

日 程：平成30年（2018年）3月11日（日）～3月15日（木）

（3月10日（土）：受付及びオリエンテーション）

※このうち3月11日は、「Nobel Prize Dialogue Tokyo 2018」に参加（予定）

開催地：横浜（予定）

**3. 使用言語**

英語

**4. 講演者**

自然科学系ノーベル賞3分野（物理学、化学、生理学・医学）の受賞者をはじめ、国内外の著名研究者を予定しています。

（参考）第9回 HOPE ミーティング講演者

Klaus von Klitzing	（1985年ノーベル物理学賞）
小林 誠	（2008年ノーベル物理学賞）
梶田 隆章	（2015年ノーベル物理学賞）
野依 良治	（2001年ノーベル化学賞）
Jean-Pierre Sauvage	（2016年ノーベル化学賞）
Edvard I. Moser	（2014年ノーベル生理学・医学賞）

## 5. 募集人数 (日本側参加者)

約25名

※その他、アジア・太平洋及びアフリカの国・地域から合計約75名が参加予定

第9回 HOPE ミーティング参加国・地域

オーストラリア、バングラデシュ、中国、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、ケニア、韓国、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ベトナム

## 6. プログラム (予定)

- (1) ノーベル賞受賞者等、著名研究者による講演
- (2) 講演者を囲んでのグループ・ディスカッション
- (3) 参加者によるポスター発表
- (4) 参加者チームによるプレゼンテーション
- (5) 文化プログラム
- (6) 研究施設・文化施設等見学

※プログラムの詳細は、本会ホームページにて順次公開します。

## 7. 本会が負担する経費

本会規程に基づき、次の経費を負担します。

- (1) 国内所属機関から会場への往復交通費  
※海外機関に所属する方の会場までの旅費 (往復航空券及び国内旅費等) は本会では負担しません。
- (2) 会議期間中の宿泊費、食費、文化プログラム及び研究所見学等に係る費用

## 8. 申請資格

本会議へ参加を希望する者は、下記の (A) 又は (B) を満たす必要があります。また、過去に本会議に参加した者は対象としません。

(A) 申請時に我が国の大学等学術研究機関 \* (以下、「国内の研究機関等」とする。) に所属する 博士課程学生 \*\* 又は若手研究者 \*\*\* であること。 国籍は問わない。

(B) 日本国籍を持つ者又は我が国に永住を許可されている外国人で、海外において大学等の学術研究機関等 (以下、「海外の研究機関等」とする。) に所属する 博士課程学生 \*\* 又は若手研究者 \*\*\* であること。

- \* 我が国の大学等学術研究機関：  
以下に挙げる我が国の科学研究費補助金取扱規程 (文部省告示) 第2条に規定されている研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

- ＊＊ 「博士課程学生」とは博士課程後期（又はそれに相当する課程）に在学する者を指す。
- ＊＊＊ 「若手研究者」は、平成29年（2017年）4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者（平成24年（2012年）4月2日以降に学位を取得した者）であることを要件とする。

## 9. 申請方法について

### 日本学術振興会への申請書の提出【申請者本人】

申請者は、下記に指定された部数の様式1（参加申請書）及び様式2（推薦書）を別紙「申請書類作成要領」記載の提出方法に従って、下記の受付期間内に本会に 郵送 にて提出してください。

### 各書類の提出部数

- ・様式1：原本1部、写し6部
- ・様式2：原本1部、写し6部
- ・様式1をワードファイルで保存した CD-R 又は CD-RW

## 10. 申請締切日時

**平成29年（2017年）8月7日（月）（17：30本会必着）**

※郵便事情等による申請書の紛失、遅配については、本会では責任を負いません。

## 11. 選考方法、基準及び結果の通知について

### (1) 選考方法

参加者の選考は、HOPE ミーティング運営委員会委員による書面審査、及び合議審査によって行います。

### (2) 選考基準

主な選考基準は、以下のとおりです。

- ①優れた学術業績があり、科学的知識とその利用の社会的影響について高い関心を有していること。
- ②科学及び研究に広範かつ深い興味を有していること。
- ③当該分野の研究の将来を担う優れた研究者となることが期待できること。
- ④本会議への参加により、共同研究や人的ネットワーク形成に寄与する将来性が見込めること。
- ⑤交流や議論に積極的に参加する強い意欲及び十分な英語能力があること。

### (3) 選考結果の通知等

選考結果については、平成29年（2017年）12月上旬に申請者本人へ通知します。なお、選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

## 12. 選考及び参加決定後のスケジュール（予定）

平成29年（2017年）

8月7日（月）	申請受付締切
9月	書面審査
10月	合議審査
12月上旬	選考結果の通知・公表 会議参加の準備（登録用紙等の提出、旅程等の最終確認、アブストラクトの提出）

平成30年（2018年）

3月10日（土）	第10回 HOPE ミーティング受付・オリエンテーション
3月11日（日）～3月15日（木）	第10回 HOPE ミーティング
3月下旬	報告書提出

## 13. 参加者の義務

本会議への参加が決定した者は、本会の定めに従って、参加のために必要な書類、ポスター発表のアブストラクト、会議報告書などの必要書類を提出してください。また、会議には 全日程参加することが義務づけられています。

## 14. 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙（「研究資金の適正な使用等について」）をご参照ください。

## 15. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためにのみ利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採択された場合、参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名並びに参加報告書等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

## 16. その他

- (1) 本会は、本会参加期間中（参加のための移動期間を含む。）に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。
- (2) 申請書及び添付書類の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象外とし、また、当該研究者が本事業に採択された後に、同様の記載が発見された場合は、採択の取消しを含む所定の措置を講じます。

#### 17. 申請書類の提出先及び問い合わせ先

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部 研究協力第一課 若手交流第二係

「HOPE ミーティング」担当

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

TEL : 03-3263-2414 E-mail : hope-meetings@jsps.go.jp

事業ホームページ : <http://www.jsps.go.jp/hope/index.html>

## 研究資金の適正な使用等について

2016年3月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

### (1) 不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

#### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### (2) 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・ 特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の(1)～(3)において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

(2) 前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)対象制度

(3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

### **(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い**

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成29年5月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究: 100~250万円以内/年度 セミナー: 120~250万円以内 (対応機関により異なる)	共同研究: 1~3年 セミナー: 1週間以内 (対応機関により異なる)	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	6~24カ月 (派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	研究者	
	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) (国際企画課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	5年	米国	全分野	予備申請9月、本申請4月	研究者	
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(ORAプログラム) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2~3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学	未定	研究者	
	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	数物系科学、化学、工学、農学	未定	研究者	
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年(再申請は4年)	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長	
研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長		
	B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内/年度	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月			
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	4日間	①ドイツ、米国と共催(開催地・ドイツ) ②カナダと共催(開催地・日本)	社会科学・自然科学の全分野	①12月 ②3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催 参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催 参加者はアジア太平洋・アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	9月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課)	優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。	800万円以内/年度	3日間以内	ブラジル	全分野	3月	研究者	
	頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (海外派遣事業課)	大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を支援。	若手研究者派遣旅費・研究者招へい旅費(渡航費及び滞在費)と国際共同研究に必要な研究費	事業期間: 1~3年間	全地域	全分野	5月	機関長	
外国人研究者の招へい事業	外国人研究者招へい事業 (人物交流課)	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上 24か月以内	全地域	全分野	4月 9月	受入研究者
		外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上 12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月 7月 10月 1月	受入研究者
		外国人招へい研究者長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上 10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
		外国人招へい研究者短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上 60日以内	全地域	全分野	4月 9月	受入研究者
		外国人招へい研究者短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	7日以上 30日以内	全地域	全分野	4月 9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者	